				新							旧		
別表第1(第2条、第	3条、第8条関係	<u> </u>					別表第1(第2条、第3	3条、第8条関係)				
メニュ		事業実施主体	事業種目	区分	助対象経費採択基準	補助率	メニュー	-	事業実施主体	事業種目	区分	助対象経費採択基準	補助率
0 1 供給力・体質を	1 間伐材生産	原が作成する <u>供給</u> 力・体質強化計画に 財配が上、原本化計画に 明配が上、原本化計画に 時間が、一、原本化 ・、原本化 ・、原本化 ・、原本 ・、原本 ・、原本 ・、原本 ・、原本 ・、原本 ・、原本 ・、原本	間伐材の生産	「略」	「略」	[85]	01 体質強化	1 間伐材生産	県が作成する <u>体質強</u> 化計画に対象では 「原本性症性」の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	間伐材の生産	「略」	[路]	「略」
			関連条件整 備活動等	「略」	「解答」	「略」				関連条件整 備活動等	対象森林の調査及び森林 所有者の同意取付け等	森林施業に着手する上で、直接必要と なるもの	定額 17,500円/ha以内
	2 路網の整備	駅が作成する性益 力・佐管地化計画に 小・佐管地化計画に 明配された「原本供 給計画の間で快生産目 端帯」に守う者本を開 備を行す。基本経 が は な が が は に に に に に に に に に に に に に	林業専用道 (根格相当) 整備	作設工 エエ	林整備保全事業設計積算要領等による	応じて以下の補助率とする。 傾斜区分A		2 路網の整備	県が作成する <u>体質強</u> 化計画に明足された 原本状態計画の明 代生進目標」に實す のうち。情野村 が表端送人等及び選 定経信体。	林葉専用道 (規格相当) 整備	法面保護工(種子吹付 工)	1 車道福員 路屑 曲線半径 縦断 か配及び路盤について、原則として、原則として、 原則として、 映明を必定める休棄を裏用通の形成に関する格針の重なを適けたものとする。 日本化工事は、 設計と分離して建設である場合において記社及び精算は、 意林整備保全事業設計模算要領等によるものとする。 2 本体工事は、 設計と分離して建設・ 事業体 (建設・業)の一部でを受けた建設・業をないが、 いに発注することしただし、建設・事業体 (建設・大阪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高知県林業専用道(規格相当) 及び基林作業達別計・技術審査 会の審査の指集化分けも力た傾 斜区分(15度大書・傾斜区分A 15度以上25度以上:傾斜区分A 25度以上:傾斜区分C に応じて 以下の補助率とする。 銀料区分A ①定額 25,000円/m以内 類科区分B ②5,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 25,000円/m以内 30 以内 25,000円/m以内 30 以内 25,000円/m以内 30 以内 25,000円/m以内 30 以内 25,000円/m以内 30 以内 25,000円/m 30 以内 25,000円/m 30 以内 30 30 以内 30 以内 30 以内 30 以内 30 以内 30 以内 30 以内 30 以内 30 以内 30 以内 30 以 30 以
			関連条件整備 森林作業道 整備	所有者の同意の取付け等 (林業専用道(規格相当) 整備と一体的に実施) 作設 土工 擁壁工(ふとんかご エ)	1 知事が定める森林作業道の作設に 関する指針の基準を満たしたものとする。 2 知事が別に定める牛産基盤強化区	本表の「01 <u>供給力・体管地</u> 化」、「1 間伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準ずる。 定額 作業道開設総延長に対し1メートル当たり2,000円を上限とする。 別表第3付表に規定する上限建設費の範囲内で、必要があると 認められるものであること				関連条件整備 養林作業道 整備	所有者の同意の取付け等 (林業専用道(規格相当) 整備と一体的に実施) 作設 土工 擁壁エ(ふとんかご エ)	林楽専用道(規格相当)整備に着手する 上で、直接必要となるもの。 1 知事が定める森林作業道の作設に 関する指針の基準を満たしたものとす る。 2 知事が別に定める生産基盤強化区 域内で実施すること。	本表の「0.1 <u>佐質強化」</u> 、「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準する。 定額 作業道開設総延長に対し1メート ル当たり2,000円を上限とする。 別表第3付表に規定する上限建設費や範囲内で、必要があると 認められるものであること

		新						旧		
	関連条件整 東京(対象森林の調査及び森林 所有者の同意の取付け等 森林作楽道整備と一体 的に実施)	森林作楽道整備に着手する上で、直接 必要となるもの	本表の「0.1 供給力・体質機 化」、「1 開伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準す る。			関連条件整備	対象森林の調査及び森林 所有者の同意の取付け等 (森林作業道整備と一体 的に実施)	森林作楽道整備に奢手する上で、直接 必要となるもの	本表の「01 体質強化」 「1 同伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準する。
3 造林	人工造林 井	也拵え、植栽及び苗木運 般	本表の「0.1 <u>概義力・体質権化</u> 」、 「1 間段材生産」の「間役材の生産」に準ずる。	定額単価638,000円/hait、「高 知県造林事業査定要領」に基づ 言算正した間接費(千円未満切 捨て)を加算した額以内。		3 造林	人工造林	地接之、植 核及び 苗木運 鍛	本表の「01 <u>体管強化」</u> 、「1 間 伐材生産」の「間伐材の生産」に挙ず る。	定額単備 <u>646,000</u> 円/hatに、「高 知果造体事業査定要領」に基づ 事業と上限機関を「未満明 捨て)を加築した額以内。
	下刈り	下刈り	産」に準ずる。	定額単価75,000円/halc、「高 知県造林事業査定要額」に基づ き算定した間接費(千円未満切 捨て)を加算した額以内。			下刈り	下刈り	本表の「0 1 <u>佐置強化」</u> 、「1 間 伐材生産」の「間伐材の生産」に準ず る。	定額単備75,000円/haに、「高知 県造林事業査定要領」に基づき 算定した間接費 (千円未満切捨 で)を加算した額以内。
	関連条件整 克	対象森林の調査及び森林 所有者の同意取付け等	人工造林又は下刈りに着手する上で、 直接必要となるもの	本表の「01 供給力・体管強化」、「1 開伐材生命」の「関連条件整備活動等」に準する。			関連条件整備	対象森林の調査及び森林 所有者の同意取付け等	人工造林又は下刈りに着手する上で、 直接必要となるもの	本表の「0 1 佐賀強化」、 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準する。
	2	j	1 人工造林又は下刈りと一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に 関する指針の基準を満たしたものとす る。	本表の「01 <u>供給力・体管領</u> 化」、「1 開伐射生産」の 「関連条件整備活動等」に準す る。				森林作業道整備	1 人工造林又は下刈りと一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に 関する指針の基準を満たしたものとする。	本表の「O 1 <u>体質強化」、</u> 「1 間伐村生産」の「関連条 件整備活動等」に準する。
	A	鳥獻被吉対策防止施設等 の整備	人工造林又は下刈りと一体的に実施する鳥獣苦防止ネット等	本表の「01 <u>供給力・佐管値</u> <u>化</u> 」、「2 開伏材生産」の 「関連条件整備活動等」に準す る。				為散被害対策防止施設等 の整備	人工造林又は下刈りと一体的に実施する鳥獣書防止ネット等	本表の「0.1 佐賀端化」、 「2 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準する。

			新							旧		
02 モデル事業	1 路網の整備 林楽成長産業化地域施 として選定された機 として選定された機 長産業化地域情想に 参画する事業体のう ち、市車町柱 殊相 合、生産業命合、森林組合連合、 林整備法人等、 林整備山の認定を受	(規格相当)	本表の「01 供給力・ 佐賀強化」、「2 路網 の整備」の「林業専用道 (規格相当)整備」に準ず る。	本表の「0.1 <u>供給力・体質強化</u> 」、「2 路網の整備」の「林楽専用道(規格相当)整備」に準ずる。	本表の「01 <u>供給力・体質強化」</u> 、「2 路網の整備」の 「2 路網の整備」の 「林業専用道(規格相当)整備」 に準ずる。	0 2 モデル事業	1 路網の整備	林・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	(規格相当)整備	本表の「0.1 <u>体質強</u> 化」、「2 路網の整規 備」の「林業専用道と 格相当)整備」に準ず る。	本表の「01 体質強化」、「2 路 網の整備」の「林東専用道(規格相当) 整備」に挙する。	本表の「01 体質強化」 「2 路網の整備」の「林業専 用道 規格相当」整備」に準ず る。
	けた者及び特定開伐 等促進計画に実施主 体として定められた 者その他都道所県知 事が認めるもの。		本表の「01 供給力・ 体質強化」、「2 路網 の整備」の「関連条件整 備」に準する。	「2 路網の整備」の「関連条件整	本表の「01 <u>供給力・体質等化」</u> 、「1 開伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準する。			けた者及び特定間伐 等促進計画に実施主 等促進計画に実施主 体として花道府県知 事が認めるもの。		化」、「2 路網の整	本表の「01 <u>体質強化」</u> 、「2 路 網の整備」の「関連条件整備」に準ず る。	本表の「0 1 <u>体管強化」、</u> 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。
		森林作業道整備	本表の「01 <u>供給力・ 佐質強化</u> 、「2 路網 の整備」の「森林作業道 整備」に準ずる。	本表の「01 <u>集給力・体質増化</u> 」、 「2 路網の整備」の「森林作業道整 備」に準ずる。	本表の「0.1 <u>供給力・体質等</u> 化」、「2 路網の整備」の 「森林作楽道整備」に準する。				森林作業道整備	化」、「2 路網の整	本表の「0.1 <u>体質強化」、「2</u> 路 網の整備」の「森林作業道整備」に準 ずる。	
		関連条件整 備		「2 路網の整備」の「関連条件整	本表の「01 <u>供給力・体質等</u> 化」、「1 開伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準す る。				関連条件整備	本表の「01 <u>体質強</u> 化」、「2 路網の整 備」の「関連条件整備」 に準ずる。	本表の「01 <u>体管強化」</u> 、「2 路 調の整備」の「関連条件整備」に準ず る。	本表の「01 <u>体質強化」</u> 、 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。
03 成長産業化	1 間伐材生産 市町村、森林整備法 人等及び選定経営 体。	間伐材の生産	去 (侵入竹を含む。) 不良木の動法、(育成した) シェする樹木の一部を伐 採することにより本数略 度の調整、残存木の生長 促進等を図ることをい う実職本、あばれ木等の伐 随道材、集材、機出集積 概念、原木仕分け費、 その他附帯施設整備	1 森林法(昭和26年法華第249号)第 11条に規定する森林経営計画対象森林 において本事業を実施する場合は、当 該計画に基ついて行うこと。 2 森林経営計画が成立れていない。 2 森林経営計画が通りである。 2 森林経営計画が通りである。 3 1 施行地とは、原則として検続する。 3 1 施行地とは、原則として検続する。 3 1 施行地とは、原則として検続する。 3 1 施行地とは、原則として検続する。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	化」、「1 間伐材生産」の	0 3 成長産業化	1 間伐材生産	市町村、森林整備法 人等及び選定経営 体。	間伐材の生産	去(侵入竹を含む。) 不良木の淘汰(育成の。) しくなの淘汰(有成の 保寸の にりたすることにより本数 にの調整 の調整 のることを にの ので ので ので ので ので ので ので ので ので の	森林法(昭和20年法律第240号)第 11条に規定する森林経営計画対象森林 において本事業を実施さる場合は、当 該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が内成されていない は、事業実施前次は事業実施後におい は、事業実施前次は事業実施後におい は、事業実施前次は事業実施後におい は、事業実施前では事業実施後におい は、事業実施前では事業実施を合い は、事業を前がなる。 3 1 施行地とは、原則として後続す る区域とし、事業実施主体が本事業を 申請する原の最低単位とすることがで きる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区 域内で実施すること。	「1 間伐材生産」の「間伐材 の生産」に準ずる。

	新						旧		
知:他多 偏活:對		本表の「01 生給力・体質強化」、 「1 間伐材生産」の「関連条件整備 活動等」に準する。	本表の「0.1 供給力・体質強 化」、「1 間伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準ず る。			連条件整 活動等	対象森林の調査及び森林 所有者の同意取付け等	本表の「01 <u>体質強化</u> 」、「1 問 伐材生産」の「関連条件整備活動等」 に準ずる。	本表の「O 1 体質強化」 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準する。
	泰林作業道整備	本表の「01 <u>供給力・体管強化」</u> 「1 間枝材生産」の「開連条件整備活動等」に増する。ただし、知事が別に定める生産基整強化区域内で実施すること。	本表の「01 <u>供給力・体質値</u> 化」、「1 間伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準ず る。				森林作業道整備	本表の「0.1 <u>体質強化」</u> 、「1 開 伐材生産」の「関連条件整備活動等」 に準づる。ただし、知事が別に定める 生産基整強化収壊内で実施すること。	本表の「01 <u>佐留強化」</u> 、「1 開使材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
	鳥骸被害対策防止施設等の整備	本表の「0.1 <u>供給力・体質強化</u> 」、 「1 間段材生産」の「関連条件整備 活動等」に準ずる。	別途高知県遊林事業で定める1 ha当たり又は10m当たりの標準 単価(間接費含む。) の2分の 1 (千円未適切拾て) により算 出した額以内。				為厭被害対策防止施設等 の整備	本表の「01 <u>体質強化</u> 」、「1 問 伐材生産」の「関連条件整備活動等」 に準ずる。	別途高知県造林事業で定める1 ha当たり又は10m当たりの標準 単価(間接費会な。)の2分の 1 (千円未満切捨て)により算 出した額以内。
2 資源高度利 市町村、森林整備法 一貫作 用型施業 体。	集材(主伐時に全木又は 全幹による集材が行われ るものに限る。)、地拵	づき、森林法第10条の8に規定する伐 : 採及び伐採袋の造林の届出をして本事 業を実施する場合(当該届出を要しな い場合を含む。)には当該届出に基づ		2 資源高度利 市 用型施業 (本。	町村、森林整偏法 一 等及び選定経営 。	貫作業	集材(主伐時に全木又は 全幹による集材が行われ るものに限る。)、地拵	1 森林経営計画対象森林において本 事業を実施する場合には当該計画に基 づき、森林滋賀印象の名に規定する代 採及び保採役の港外の届出を要しな 業を実施する場合(当該届出を要しな 場合を含む)には当該届田に基づ	知県造林事業査定要領」に基づ き算定した間接費(千円未満切
		き、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林 で本事業を楽能しようとつる場合は、 事業実施前または事業実施後におい こ 当該森林を森林経営計画の対象森 林とするよう努めること。 3 集材と植栽の両方を実施した場合 のみ支援対象とし、原則、集材と植栽 の実施年度が向年度であること。 4 1施行地は、0.1ha以上とする。な お、1施行地は、0.1ha以上とする。な ら区域とし、事業実施工体が本事業を ら区域とし、事業実施工体が本事業を						き、それぞれ再遊林を行うこと。 2 森林経営計画対象業林以外の森林 で本事業を重しようとする場合は、 事業実施削または事業実施侵において、当該森林と佐林経営計画の対象森林 たするよう努めること。 3 集材と植栽の両方を実施した場合 のみ支援対象とし、原則、集材と植栽 のみ支援対象とし、原則、集材と植栽 は、1施行地は、0.1ha以上とする。な お、1施行地は、0.1ha以上とする。な お、1施行地は、原則として接続す	
		申請する際の最低単位とすることができる。 5 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない。 6 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象として必め種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。 7 知事が別に定める生産基盤強化区						申請する際の最低単位とすることができる。 5 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 6 植栽する樹種は、森林環境保全整体事業施要領第1の1及び2において対象として必動権(経済的に製材出等として流通することが期待できないものを除く。)とする。 7 知事が別に定める生産基整強化区	

I	新						旧		
期連条件整 備活動等	対象基体の調差及び森林 本表の「0.1 供給力・修管強化」、 所有者の同意取付け等 「1 開伐材生産」の「開伐材の生産」に準する。	本表の「01 <u>供給力・体質強</u> 化」、「1 間伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準ず る。				関連条件整 備活動等	対象森林の調査及び森林 所有者の同意取付け等	本表の「01 <u>体質強化</u> 」、「1 開 伐材生産」の「開伐材の生産」に準ず る。	本表の「01 体質強化」 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。
	森林作業道整備 1 一貫作業と一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に 関する指針の基準を満たしたものとす る。	本表の「01 <u>供給力・体質強</u> 化」、「1 間伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準ず る。					森林作業道整備	1 一貫作業と一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に 関する指針の基準を満たしたものとす る。	本表の「01 <u>体質強化」</u> 、 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。
	鳥獣被害対策防止施設等 の整備 上ネット等	本表の「03 成長産業化」、 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。					鳥獣被害対策防止施設等 の整備	一貫作業と一体的に実施する鳥獣害防 止ネット等	本表の「03 成長産業化」、 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。
3 路網の整備 市町村、森林整備法 林楽専用道 人等及び遊走経営 体。 整備	本表の「01 供給力・1 知事が別に定める生産基盤強化区 (水質値に)、「2 解網 域において行われるものであり、か の整備」の「2 表 で 3 と で 3 と で 3 と で 4 と で 5 と を 5 と で 5 と を 5 と で 5 と	本表の「01 <u>供給力・体質強</u> 化」、「2 路網の整備」の 「林業専用道(規格相当)整備」 に準ずる。		3 路網の整備	市町村、森林整備法 人等及び選定経営 体。	整備	本表の「01 <u>体質強</u> 化」、「2 路網の整 備」の「林業専用道(規 格相当)整備」に準ず る。	れていること。	本表の「01 <u>体質強化</u> 」、 「2 路網の整備」の「林業専 用道(規格相当)整備」に準ず る。
	2 林業専用道(規格相当) ア 知事が定める林業専用道の作設 に関する指針の基準を測たすことが難 しい場合には、知事に協康すること。 イ 建設事業体の参入機会を設ける 観点から、本体工事について分解に 発注すること。ただし、建設事業体と の共同事業としてませい。 注することができない場合、外部に発 注することができない場合、外部に発 注しないことにより事業株庁の迅速化 及び効率化に大きな効果が見込まれる 場合等の例外的な場合を除く。							2 林楽専用道(規格相当) ア 知事が定め 4 株楽専用道の作政 に関する指針の基準を満たすことが難 い場合には、知事に協議すること。 イ 建設事業体のあ入機会を設ける 発注すること。ただし、建設事業体と が大同事業として実施する等外部に発 注することができない場合、外部に発 注することができない場合、外部に発 注することができない場合、外部に発 送しないことにり事業執行の迅速化 及び効率化に大きな効果が見込まれる 場合等の例外的な場合を除く。	
開連条件整備	本表の「01 <u>供給力・</u> 本表の「01 <u>供給力・体質強化</u> 」、 <u>体質強化</u> 」、「2 路網 「2 路網の整備」の「関連条件整 の整備」の「関連条件整 備」に準する。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 開伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準する。				関連条件整備	本表の「01 <u>体質強</u> 化」、「2 路網の整 備」の「関連条件整備」 に準ずる。	本表の「01 <u>体質強化」</u> 、「2 路 網の整備」の「関連条件整備」に準ず る。	本表の「0 1 体質強化」、 「1 間伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。
森林作業道整備	本表の「01 <u>供給力・</u> 本表の「01 <u>供給力・体質強化</u> 」、 <u>体質強化</u> 」、「2 路網 「2 路網の整備」の「森林作業道整 の整備」の「森林作業道 備」に準ずる。 整備」に準する。	本表の「0.1 <u>供給力・体質強</u> 化」、「2 路網の整備」の 「森林作業道整備」に準ずる。				森林作業道整備	本表の「01 <u>体質強化」</u> 、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「0 1 <u>体質強化」</u> 、「2 路 網の整備」の「森林作業道整備」に準 ずる。	本表の「0.1 <u>体質強化」</u> 、 「2 路網の整備」の「森林作 業道整備」に準ずる。
期連条件整 備	本表の「01 <u>供給力・</u> 本表の「01 <u>供給力・体質強化</u> 」、 <u>体質強化</u> 」、「2 路網 「2 路網の整備」の「関連条件整 備」に準ずる。 備」に準ずる。	本表の「0.1 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の 「関連条件整備活動等」に準ずる。				関連条件整備	本表の「01 <u>体質強化」、「2</u> 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「0.1 <u>体質強化</u> 」、「2 路 網の整備」の「関連条件整備」に準ず る。	本表の「0 1 <u>体質強化」、</u> 「1 開伐材生産」の「関連条 件整備活動等」に準ずる。
0 4 先進的造林技術 「略」 「略」 「略」 推進事業 ※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施	「路」 「路」 「路」 のうち、知事が特に認めるものをいう。	「略」	0 4 先進的造林技術 推進事業 ※表中補助対象		「略」	「略」	「略」 設のうち、知事が特に認め	「略」 るものをいう。	「解各」
						341-23 3 4721			
別表第2 「略」			別表第2 「略」						

			روان				THE STATE OF THE S
			新				旧
別表第3(第5条関係	係)			別表第3(第5条関	係)		
施設:	築		転 用 制 限 基 準	施設	签		転 用 制 限 基 準
//E IX	4	転 用 制 限 期 間	交 付 金 返 還 範 囲 内 容	//E UX	4	転 用 制 限 期 間	交 付 金 返 還 範 囲 内 容
0 1 <u>供給力・体</u> <u>質強化</u>	「略」	「略」	「略」	0 1 体質強化	「略」	「暇各」	「略」
02 モデル事業	1 路網の 整備	本事業の完了年度の翌年度か ら起算して5年	本表の「0 1 <u>供給力・体質強化」の「2 路網の整備」の1に準ずる。</u> 本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「2 路網の整備」の2に準ずる。	02 モデル事業	1 路網の 整備	本事業の完了年度の翌年度か ら起算して5年	本表の「0 1 <u>体質強化</u> 」の「2 路網の整備」の1に準ずる。 本表の「0 1 <u>体質強化</u> 」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
03 成長産業化	1 間伐材 生産	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。	03 成長産業化	1 間伐材 生産	本事業の完了年度の翌年度か ら起算して5年	本表の「0 1 <u>体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 本表の「0 1 <u>体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
	2 資源高 度利用型	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。		2 資源高 度利用型	本事業の完了年度の翌年度か ら起算して5年	本表の「01 <u>体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 本表の「01 <u>体質強化</u> 」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
	3 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「2 路網の整備」の1に準ずる。 本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「2 路網の整備」の2に準ずる。		3 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 <u>体質強化」</u> の「2 路網の整備」の1に準ずる。 本表の「01 <u>体質強化」</u> の「2 路網の整備」の2に準ずる。
04 先進的造林技術推進事業	1 実証的 造林	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「3 造林」の1に準ずる。 本表の「0 1 <u>供給力・体質強化</u> 」の「3 造林」の2に準ずる。	04 先進的造林技術推進事業	1 実証的造林	本事業の完了年度の翌年度か	本表の「01 <u>体質強化」</u> の「3 造林」の1に準ずる。 本表の「01 <u>体質強化</u> 」の「3 造林」の2に準ずる。
	2 『モートセンシ ンク゚技術活用 実証	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 <u>供給力・体質強化</u> 」の「3 造林」の1に準ずる。 本表の「01 <u>供給力・体質強化</u> 」の「3 造林」の2に準ずる。		2 リモートセンシング 技術活用実証	本事業の完了年度の翌年度か	本表の「01 <u>体質強化</u> 」の「3 造林」の1に準ずる。 本表の「01 <u>体質強化</u> 」の「3 造林」の2に準ずる。

新	IB
付表	付表
上限事業費 01 「削除」	上限事業費
01 モデル事業 1 路網の整備 路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額 (ア) 林業専用道(規格相当) 1 路線につき・・・・・・1メートル当たり50,000円 (イ) 森林作業道 1 路網の整備 路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額 (ア) 林業専用道(規格相当) 1 路線につき・・・・・・1メートル当たり50,000円 (イ) 森林作業道 1 路線につき・・・・・・1メートル当たり4,000円	○2 モデル事業 1 路網の整備 路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額 (ア) 林業専用道 (規格相当) 1路線につき・・・・・・1メートル当たり50,000円 (イ) 森林作業道 1路線につき・・・・・・1メートル当たり4,000円 ○3 成長産業化 1路網の整備 路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額 (ア) 林業専用道 (規格相当) 1路線につき・・・・・・・・1メートル当たり50,000円 (イ) 森林作業道 1路線につき・・・・・・1メートル当たり4,000円 (注) 「略」
別表 4 「略」	別表 4 「略」

IE						IE				
別記				別記						
第1号様式1-1 「略」				第1号様式1-1	「略」					
第1号様式1-2 1 事業の目的 2 事業の内容及び経費の配分 (1) 総括				第1号様式1-2 1 事業の目的 2 事業の内容及 (1)						
総事業費事業区分	負担区分				事業区分	総事業費		負担区分		
(メニュー)及び 事業種目 (A)+(B)+(C)	県補助金 市町村費	その他	備考	(メ	ニュー)及び 事業種目	(A)+(B)+(C)	県補助金	市町村費	その他	備考
0 1 <u>供給力・</u> <u>体質強化</u> 1 間伐材生産 円	(A) (B) 円 円	(C) 円		01 体質強化	1 間伐材生産	円	(A) 円	(B) 円	(C) 円	
「略」 2 路網の整備					「略」					
「略」 3 造林					「略」 3 造林					
「略」 0 2 モデル事 業 0 3 成長産業				0 2 モデル事業 0 3 成長産業	「略」 「略」					
化 「略」 0 4 先進的造 林技術推進事業 「略」				化 0 4 先進的造 林技術推進事業	「略」					
(総計)				(注)「略」	(総計)					

								新																I	3							
第1号様式	1 – 3															第1:	号様式1−	3														
(2)事	非菜計画																(2) 事業	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i														
	事業(メニ	医分 a.一)	事業種目	事業実施 主 体 名	施行箇所名	区分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)*(B)*(C))	県補助金 (A)	経費内訳 市町村費 (B)	その他 (C)	五 着手 (予定) 年月日	期 完成 (予定) 年月日	備考			事業区分 (メニュー)		事業種目	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名	K 9	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	県補助金 (A)	経費内訳 市町村費 (B)	その他 (C)	五 着手 (予定) 年月日	期 完成 (予定) 年月日	備考
01 <u>供</u>	<u>k</u>	1間伐材生産 2路網の整備	(金十)						н	円	Ħ	PI					01 体質	2路網	支材生産 関の整備	(計)						р	Ħ	円	PI			
		3 造林	[BB]															3 造林	*	「略」												
03 成化	发長産業	略」	「略」														03 成長 化	産業		「略」												
0 4 先 林技術推	も進的造 紫選事業	[RS]	「略」														0 4 先進 林技術推進	的造 事業 「略」		「略」												1
		略」	「略」															FREJ		「略」												
(注)「	186.]																(注)「略	Н														

新	旧
第1号様式1-4 「略」	第1号様式1-4 「略」
3 事業完成(予定)年月日	3 事業完成(予定)年月日
4 収支予算 (1) 収 入	4 収支予算 (1) 収 入
区分予算額備考	区 分 予算額 備 考
県補助金	県補助金
市町村負担金	市町村負担金
その他負担金	その他負担金
計	計
(2) 支 出 区 分 予 算 額 備 考	(2) 支 出
険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・ 番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。) (5) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書(別紙2又は別紙3)ただし、補助事業の変更の場合は、(4)及び(5)を省略することができる。	別紙2号~別記第3号 「略」

			3	新								IB					
別記										용기물은							
第4号様式1-1 「略」										第4号様式1-1 「略」							
第4号様式1-2										第4号様式1-2							
					Ħ	一面	(令和 年 出	月 日明来高					1	十画	(令和 年 出	月 日 日 年 年 高	
事業 (メニュ 事業	談区分 -一)及び ⊧種目	区 分	事業実施主体	施行箇所 (路線名)	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業区分 (メニュー)及び 事業種目	区 分 事業実	i主体 施行箇所 (路線名)	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率
						(A)		(B)	(B)/(A)					(A)		(B)	(B)/(A)
02 モデル事業 03 成長産業化 04 先進的流林技術推進事	1 間保料生産 「第5」 2 路側の整備 「第5」 (計) 3 途林 (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第)	rměj	rmgi	FMS-3	「M谷」	FMS-1	「MS-」	ГИБЈ	「MG」	01 佐賀強化 1 関伐材生産 2 路棚の整備 (略) (申) 3 造体 (事) (申) 02 モデル事業 (申) 03 成長素養化 (事) 04 先進的金林技術推准 (事) ((数) ((数)	FRES S FRE	; F#G-1	FMG-j	「MS-1	「解答」	FMG;	FMS-j

			新									旧			
記 5 号様式 1 — 1	「略」						別記 第 5		<u>-1</u> [略」					
5 号様式1-2 1 補助事業 (1)総括							第 5	号様式 I 1 補 (1)	前助事業の原	戈績					
Ē	: 分	総事業費		負担区分		備考			区	分	総事業費		負担区分		備考
	ニュー及び 事業種目)	(A)+(B)+(C)	県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	1 相 方			事業	ュー 及 び 種目)	(A)+(B)+(C)	県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	VIII - √5
0 1 <u>供給力</u> 体質強化	1 間伐材生産	円			円			0 1	体質強化	1 間伐材生産	円	円	円		
	「略」									「略」					
	関連条件整備 「略」									関連条件整備 「略」					
	2 路網の整備									2 路網の整備					
	「略」									「略」					
	3 造林 「略」						_			3 造林 「略」					
02 モデル業	事「略」						1	02業	モデル事	「略」					
03 成長商 化	「「「」							化	成長産業	「略」					
0 4 先進的 林技術推進事								0 4 林技術	先進的造 推進事業	「略」					
(注) 「略」	(総計)	1	l				J	(注)	「略」	総計)	1				

# (2) 事業支援 **電区分																				旧							
(2) 事業実	被													(2) 事業実績													
										経費內訳	=	二期												経費内訳		工期	
	事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	県補助金	市町村費	その他	完成	備考	事業区分 (メニュー)		事業種目	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	県補助金	市町村費	その他	音手 完成	備考
									(A)	(B)	(C) 年月日	年月日											(A)	(B)	(C) 年	月日 年月日	
0 1 <u>供給力</u> 化	・体管強 1間伐材生産	F#S_						円	円	PI	PI			01 体質強化	1間伐材生産	1間伐材生産	「略」						円	P	円		
	2路網の整備	「MS」													2路網の整備	2路網の整備	「略」										
		「略」													3 遊林	3造林	「略」										
03 成長産	業化「略」													03 成長産業化	「略」	「略」											
0.4 80866	造林技術 「略」	「略」												A TOWARD STEEL	Fair .	Carlo	「略」										
推進事業	1E 91-1XW7 NE.1													0 4 先進的造林技術 推進事業	1861	[BS]											
(注) 「略」		「略」				l .					L	l		(注)「略」			略				l	1			LL		

新	旧
 事業完成年月日 収支精算 収入「略」 	2 事業完成年月日 3 収支精算 (1) 収 入 「略」
(2) 支出 区分 子算額 特算額 (5) 差引き増減 備 考 01 無益か・佐 買強化 1 同伐好生産 円 円 円 円 円 (路) 2 路線の整備 (路) 2 路線の整備 (路) (3) (3) (4) <th>(2) 支出 区分 子算額 精算額 差引き増減 備考 01 佐賀強化 1 間伐材生産 円 円 円 円 円 円 「路」 2 路縄の整備 「路」 1 日本 日本</th>	(2) 支出 区分 子算額 精算額 差引き増減 備考 01 佐賀強化 1 間伐材生産 円 円 円 円 円 円 「路」 2 路縄の整備 「路」 1 日本
注 「略」 (3) 収支精算 区 分	注 「略」 (3) 収支精算 区 分 県補助金 精算事業費 県補助率 精 算 県 既 受 領 差 引 き 県 補 助 金 変付決定額 総 額 県補助金額 未 受 領 (返 還) 額
01 供給力・値 智強化 1 間伐好生産 (略) 2 路側の整備 (略) 1 数月 02 モデル事業 03 成産産業化 4 先達的造株 計 計 注 (略) (略) (略) (略) (1 数)	01 <u>体質強化</u> 1 間伐材生産 (略) (野) 2 路刺の整備 (野) 1 02 セデル事業 (3) (略) (4 先連的造体 (8) 2 株理の造体 (1) (1) 2 本デル事業 (1) (1) 2 本売の造体 (1) (1) 3 放民産業化 (1) (1) 4 大連的造体 (1) (1) 5 大 (1) (1) 6 大 (1) (1) 7 大 (1) (1) 7 大 (1) (1) 8 大 (1) (1) 9 大 (1) (1) 1 大 (1) (1) 2 大 (1) (1) 3 大 (1) (1) 4 大 (1) (1) 5 大 (1) (1) 6 大 (1) (1) 7 大 (1) (1) 8 大 (1) (1) 9 大 (1) (1) 1 大 (1) (1) 1 大 (1) (1) 2 大 (1) (1) 3 大 (1) (1) 4 大 (1) (1) 5 大 (1) (1) 6 大 (1) (1) 7 大 (1) (1) 8 大 (1) (1)
	4 終付書類 (1)~(4) 「略」 別記第6号様式 「略」 別記第7号様式 「略」

				新								目			
5	川記							另	別記						
į.	第8号様式1 「略」	I						复	第8号様式1 「略」						
	第8号様式2 合和 年度	事業変更計画	書						第8号様式2 令和 年度	事業変更計画	書				
	1 事業の内容及び	経費の配分						1	1 事業の内容及び	経費の配分					
 -	(1)総括		_		(上段:全体、	中段:年度内、	下段:繰越し)		(1)総括				(上段:全体、	中段:年度内、	下段:繰越し)
	区分	}	総事業費 (A)+(B)+(C	負	担 区	分	備考		区分	}	総事業費 (A)+(B)+(C	負	担 区	分	備考
)	県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C))	県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	0 1 供給力·体質 強化	1 間伐材生産	PI	P	PI	Н			0 1 体質強化	1 間伐材生産	P	P	H	P.	
		「略」								「略」					
	#	2 路網の整備						1	*	2 路網の整備					
	事 業 費	「略」						3	事 業 費	「略」					
		3 造林								3 造林					
	02 モデル事業	「略」					 		02 モデル事業	「略」					
	0 3 成長産業化 0 4 先進的造林技	「略」							0 3 成長産業化 0 4 先進的造林技	「略」					
	計	- 103							<u>11</u>	. 401					
	注「略」								注「略」						
1	第8号様式3 「略」							复	第8号様式3 「略」						
į	第8号様式4 「略」	1						Ê	第8号様式4 「略」	l					

							新															IE	1							
号様式5															第8	号様式5														
和 年度	事業支出決算	見込み書													令	和 年度	事業支出決算見	込み書												
×	分	子 第	額	年度内支出決算見込額			翌年度繰越見込額			不要見込額					X	分	子	算 額	年度内支出決算見込額				翌年度繰越見込額			不要見込額				
	π	American Com	Ħ	界補助金	自己負担金	その他	21	県補助金	自己負担金	その担計	県補助金	自己負担金	その他	81			n	160 may 50	e #1	県補助金	自己負担金	その他	21	県補助金	自己負担金	<>>00 計	県補助金	自己負担金	その他	21
01 供給力·体 質強化	1 間伐材生産	F F F	FI	PI	FI	н	円	FI		H H H	PI	FI	P	FI		01 体質強化	1 間伐材生産	FI FI	F	9 P	FI	Н	FI	FI	FI	FI FI	PI	FI	FI	
	「略」																FREJ													
	2 路網の整備																2 路網の整備													
	FBS.														事業費		「略」													_
	3 造林																3 造林													_
02 モデル事業	「略」															02 モデル事業	「略」													
02 077498	「略」															02 077444	FMSEJ													
03 成長産業化	「略」															03 成長産業化	FBS-1									Ш				_
0 4 先進的造林															7 2 2 5	0.4 先進的遊桐														—
技術推進事業																仅附指进参来	「略」													
合計									I.			l				合計			1	1										_
号様式6 「略」															第8	号様式6 「略	1													

